

令和 3 年 1 月 定 例

教 育 委 員 会 会 議 録

飯舘村教育委員会

令和3年1月 定例飯舘村教育委員会会議録

1 招集日時 令和3年1月28日(木) 午後3時00分

2 招集場所 飯舘村役場 2階 第一会議室

3 出席委員

教育長	遠藤 哲
教育委員(教育長職務代理者)	佐藤 眞弘
教育委員	菅野 クニ
教育委員	星 弘幸
教育委員	庄司 智美

4 欠席委員 なし

5 説明のため出席した者

教育課長	佐藤 正幸
生涯学習課長	藤井 一彦
指導主事	佐藤 育男

6 開 会 午後3時00分

教育課長 それでは皆さん、改めましてこんにちは。何かとお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまより令和3年1月定例教育委員会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会議に先立ち、資料の確認をさせていただきます。(配布資料確認)

7 教育長あいさつ

教育課長 それでは、初めに教育長に挨拶をいただきまして、その後、教育長の座長により会議を進めていただきます。よろしくお願いいたします。

教育長 それでは、教育委員の皆様こんにちは。

1月も終わりに近づきましたが、定例教育委員会については年明けて初めての委員会となりますので、皆様方には本年もよろしくお願いいたします。

子供たちですが、新型コロナウイルスの感染もなく、年末年始も無事過ぎて元気に3学期を迎えております。園・小中学校ともに順調なスタートを切れたことをうれしく思っています。

さて、先日の総合教育委員会でご意見をいただきました村の教育大綱についてですが、後ほどお示しいたしますが、議案の26ページにあるとおりに決まりましたのでご報告いたします。今後はこれを基に村の教育ビジョン、さらには園や学校の運営ビジョンを策定することとなります。

また、同様に話題となりました子供たちの高校入試、進学についてですが、いよいよ入試の時期を迎えて、9年生14名のうち既に4名の生徒が私立の高校など

に進路が決定しております。また、ほかに3名が私立高校に併願で合格するなど、幸先のよい結果が報告されております。今後は3月4日の県立高校前期選抜に向けてさらに努力を続けることを願っています。

現在、学校のほうでは、次年度の教育課程の編成作業に当たっているわけですが、本日午前中に開催しました村の校長・園長会議で指示した3つの点についてお話しします。

1点目は、ICT環境の整備についてです。令和3年度より1人1台のタブレットが配備されるに当たって、教育委員会としては支援員の予算化、年度初めの研修などを行うこと。また、それに伴い学校として使用に当たっての基本的なルールづくりと児童生徒への指導、家庭との連携等について指示をいたしました。

2点目に、次年度から導入する数学科での習熟度別学習について。数学に苦手意識を持つ生徒に挫折感でなく自信を持たせることを狙いとする。また、どのクラスで授業を受けるかは生徒自身が選ぶことなど、生徒や保護者にも十分に理解を得られるよう指示をしました。

3点目に、新設する英語強化教室、仮称ですが、Eルームについてです。英語の学習に適した教具や教材、掲示物、ICT環境などの学習環境を整備し、ふだんの教室でなく、英語に特化した教室で授業を受けることで学習意欲を喚起し、強化された雰囲気の中で授業に集中できることを狙いとするを話しました。使用学年や時数等については現在検討中であります。

最後に、3学期の大きな行事である卒業式についてですが、現段階では後期課程の卒業式は7・8・9年生と保護者、来賓は村長、議長、教育長、保護者会長のみとして実施する予定です。また、前期課程では1年生から6年生までの子供、そして保護者、来賓は村長、教育長のみで、前期課程修了式として実施する予定です。ご存じのとおり、1つの学校ですので、卒業式という言葉を使わずに前期課程修了式ということになります。委員の皆様方には、臨席いただいてご祝福をいただきたいところであったわけですが、コロナ感染防止の観点から縮小して実施する予定ですので、ご理解とご容赦をいただきたいと思います。

それでは、本日もよろしくお願いいたします。

8 会期の決定及び書記の指名

教育長 続いて、日程第2、会期の決定及び書記の指名であります。会期は令和3年1月28日の1日間、書記は佐藤正幸教育課長を指名いたします。よろしいでしょうか。

全 員 はい。お願いします。

9 令和2年12月定例教育委員会会議録の承認について

教育長 それでは、日程第3に進みます。令和2年12月定例教育委員会会議録の承認についてお願いします。

教育課長 会議録の内容を説明いたします。

(会議録の内容を説明)

教育課長 菅野委員より意見がありました成人式の関係で、思い出に残る行事等をしっか

り進めていきたいというお話をさせていただいたところですが、本日追加資料を配付させていただいておりますので、生涯学習課長より説明をさせていただきます。

生涯学習課長 （資料に基づき説明）

教育課長 以上、成人式についてのその後の経過も含めて説明をさせていただきました。よろしくをお願いします。

教育長 それでは、今、議事録の内容、そして、併せて成人式の経過報告ですが、併せて何か質問、ご指摘、ご意見等あればお願いします。

全 員 なし。

教育長 では、承認されることに異議ございませんか。

全 員 はい。異議なし。

教育長 ありがとうございます。承認されました。

10 議案第29号 飯舘村保育士資格取得支援事業助成金交付要綱の制定について

教育長 続いて、日程第4、議案第29号『飯舘村保育士資格取得支援事業助成金交付要綱の制定について』、事務局よりご説明をお願いします。

教育課長 （資料に基づき説明）

教育長 それでは、議案第29号について、質問、ご意見等あればお願いします。

菅野委員 対象者は、要するに、既に文科省による保育士の養成学校に入学して資格を取りたいという人ではなくて、例えば、学校に入らずに成人になって、その後保育士の資格を取りたいということで研修を受ける、そういう方たちを想定しているということですね。

教育課長 そうです。最初から資格を取得するため学校に行っている人を対象にするのではなく、基本的にはこども園の保育補助員として働いている方で、保育の経験を積むと資格取得が発生し受験をすることができるようになりますので、そういった方を育てていこうという制度です。

菅野委員 具体的には、その候補になる方っていらっしゃるのですか。

教育課長 今まで村で保育補助員として勤めた経験ある方が3名おりますので、今年度当初予算としては3名分の予算を要求させていただいているところです。1名は産休により現在は勤務に当たっておりません。残り2名は勤務している状況にあります。その方たちにぜひ頑張ってもらいたいただければと思っています。

教育長 そのほかございますか。

佐藤委員 2条の(2)「こども園勤務の経験を有し、資格取得後こども園に3年以上勤務しようとする者」ということですが、この表現は「勤務しようとする者」ではなく、「勤務する者」でいいのではないかと思います。助成金を使うのですから。飯舘村に3年間は勤務してもらおうという固い意志が必要だと思いますが。

教育課長 あまり固い表現で縛りますと、希望者がいなくなっても困ると思ひまして、少しやんわりとした表現にさせていただいたところです。

佐藤委員 例えば、労災関係の看護学校などでは、労災病院に勤務しなければならないという厳しい縛りがありますし、助成金を使うのですから、そこは固く縛りを設けるべきだと思います。

菅野委員　ちなみに、検定料は幾らでしょうか。

教育課長　はっきりとは分かりませんが、受験料、それから資料代また、例えば講習がある場合などの交通費、そういった受験に関連する経費すべてを含め、充分足りるだけの助成額としております。

佐藤委員　非常にいい助成金だと思います。

星委員　「勤務しようとする」という言い方だと、確かに曖昧というか、柔らか過ぎるという気はします。きちんとした縛りはあったほうが良いと思います。

教育課長　受験前に思いとどまらないようにしたいということだけでしたので、この表現については訂正することで進めたいと思います。

菅野委員　「こども園に勤務経験を有し」という部分ですが、今まで村のこども園は経験していない方、例えば、他所で経験していて、村に来るということもあるかなと思います、その取扱いはどうなのでしょう。

教育課長　対象としては、村のこども園の勤務経験を有する者としております。村のこども園に勤めた方にそのまま育って残っていただきたいということです。

菅野委員　それは分かりますが、その他にも他所に勤めていて、ぜひこれから村のこども園で勤めたいという方もいるかもしれません。

教育長　ただ、やはり一回は勤務していただきたいです。村での勤務経験もほしいと思っています。

菅野委員　私の頭にあったのは、今は他所で保育をしているのだけれども、村に来てはどうですかと声をかけることもできるのではないかなと思ったものですから。そういう意思がある人を引っ張ることはできないのかなと思いましたので。

星委員　質問ですけれども、第2条の（1）にあるように、保育士資格を取得した者が対象ということですね。試験に受からなければ該当しないということですね。

教育課長　はい、そうです。

星委員　第5条にある、資格受験前までに交付申請書を出すということは、現在保育士の資格がなくて、その後申請書を出して、村で勤務していて、その後取得したときにももらえるという形になるんですか。何か最初が分かりづらいです。

保育士資格がある人はもちろん対象にならないということですか。これから村で保育士の資格を取って働きたいという人を対象にしている、かつ、村で働いてからということですよ。先ほど、対象が今まで村の保育所、こども園で勤務したことがある人を対象にしていますということでしたが、資格を取得しないと対象にならないし、試験受験前までに申請をしなければいけないというと、本当にポイントを絞ったというか、非常に狭い範囲の人だけの対象という感じになるので、例えば、今こども園で勤務していて資格がない人を対象とするのであれば、そういう表現のほうが分かりやすいのかなと思います。

飯舘村のこども園に勤務、もしくは勤務した経験があり、資格取得を目指す者という形で対象だったら分かるんですが、何かこう、一応その制定理由が保育士を確保するため、職員じゃなくて保育士ということなので、現状今いる人たちに資格を取ってもらいたいというのが趣旨になるという理解で良いのでしょうか。

教育課長　はい、そうです。

星委員　新しく職員を増やすということではなくて、今いる職員の方で保育士の資格を

持つ人数を増やしたいということが目的ということですか。

教育課長 資格を有する人を募集しても中々集まらないため、実際に村のこども園に勤務していただいている方を育成しようということが目的です。ただ、産休により、村のこども園の経験をされていても、今は勤務されていない方もいるので、そういった方にも来ていただきたいということもありますし、現在、村のこども園に勤務している保育補助員さんにそのまま保育士の資格を取って勤務していただきたいということもあります。

星委員 制定理由のところで保育士を確保するためという、他所からでもいいので広く保育士を確保したいという目的でつくったのかなとも思えますし、実はそういうことではなくて、今いる職員の中で保育士の数を増やしたいということが本来の制度の趣旨だということで、その実際のそのターゲットというところが、この全体の中で少し見えづらいかなと思いました。

教育課長 この制度の目的はそういうことです。今働いていただいている保育補助員を育成したい。資格を取って長く勤めてもらいたい。資格を取るということでゼロ歳の保育どで、待機児童の解消をしていきたいということも目的でありますし、ほかの自治体でもやはり自前のところで働いている方をしっかり育てていこうということで、同じような目的で制度を策定されているようです。

星委員 いずれにしても、今のこども園にいる方を対象とした制度ですということですか。

教育課長 そうです。

教育長 星委員の意見を取り入れると、第1条の2行目のところに、「保育士不足の解消を図るため、村のこども園に勤務している者を」というのが入れればいいわけですね。

星委員 そうです。そして、「経験したことがある人」ということで、限定した表現のほうが分かりやすいと思いますので。

教育長 では、そのようにしたいと思います。よろしいでしょうか。（異議なし）

星委員 もう一点だけ。4ページの第5条の（1）のところで「身分を証明できるもの」という表現ですが、前に佐藤委員のほうから、身分証明とか、身分証という表現があまり適切じゃないという話を聞きまして、確かに本人確認証とか、そういう表現にしているところが多いというふうに感じています。この表現自体はまだ一般的で、特に変える必要はない表現なんでしょうか。

佐藤委員 金融機関の窓口では身分証明書とは絶対言わないです。

教育長 では、そういったことを参考に、身分という言葉は使わないようにしたいと思います。ですが、それではどのように直すべきでしょうか。

佐藤委員 本人確認書類とか、そういう表現で良いと思います。

教育長 では、本人確認証ではどうですか。

佐藤委員 いいと思います。

教育課長 本人確認証の写し。その後ろの括弧書きの例示はどうでしょうか。「運転免許証等、顔写真付の本人確認証」の部分ですが。

教育長 運転免許証等だけでどうでしょうか。

佐藤委員 いいと思います。

星委員 「等」と入っていれば、その都度対応できるので良いと思います。

教育課長 それでは、「本人確認証の写し（運転免許証等）」。そのようにさせていただきますければと思います。

それでは、一旦確認しますが、まず、第1条の第2行目のところ「解消を図るため、」の後ろに、「こども園に勤務する者または勤務経験を有する者で」を追加させていただきます。

教育長 「こども園」の部分は、「村のこども園」です。

教育課長 1行目で、（以下「こども園」という。）と記してはありますが、「村のこども園」と言ったほうがいいのでしょうか。

教育長 ここは、村のこども園の人数が不足していますよということを言っていますので、そのために村の保育園じゃないと駄目ですということで、2行目には、「村」は必要です、そうじゃないと、福島市のこども園に勤めている方でも、どこからでもよくなってしまいます。

生涯学習課長 それでは、1行目を「飯舘村立までの里のこども園（以下「村こども園」という。）」にした方が良くないのでしょうか。

教育長 それならいいと思います。

教育課長 それでは改めて確認いたしますが、まず、第1条括弧書きのところを「村こども園」とし、「図るため、」の後ろに「村こども園に勤務する者または勤務経験を有する者で、」と追記いたします。次に、第2条（2）も「こども園」を「村こども園」とし、「3年以上勤務しようとする者」を「3年以上勤務する者」に直します。また、第5条（1）を「本人確認証の写し（運転免許所等）」ということで訂正をして要綱制定していきたいと思います。さらに、関連様式等についても同じ様に直させていただきます。

菅野委員 少し細かいんですけども、2条の（3）に「市町村税を完納している者」とありますが、これは飯舘村税となりますか。

教育課長 村こども園勤務の人たちでも住民票が福島市にあって通っている方もいるなど、納税場所はいろいろありますので。

菅野委員 なるほどわかりました。

教育長 それでは、議案第29号ですが、以上のように訂正し、承認するということでご異議ありませんか。

全 員 なし。

教育長 ありがとうございます。

11 議案第30号 飯舘村要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の制定について

教育長 それでは、日程第5、議案第30号『飯舘村要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の制定について』、事務局お願いします。

教育課長 （資料に基づき説明）

教育長 補足しますと、これまでの復興期間は村が認めた被災要件により、全ての生徒が被災児童生徒等就学支援の対象になっておりました。ところが、今年度からは、被災についても、ここに書いてあるような要件、いわゆる生活保護法に基づいた者のみが、就学援助を受けられるということになりましたので、村としても改め

て規定したということです。

佐藤委員 今まで、要保護・準要保護の認定については、学校とか教育委員会でやっていましたが。

教育課長 震災に遭ってからは全員、被災児童生徒として支援対象としておりました。

佐藤委員 元に戻すのですか。

教育課長 被災児童生徒という扱いではあるのですが、本来の制度の中での被災児童生徒ということとなり、結局は、要保護・準要保護の子しか制度の対象にはならないということになります。要保護・準要保護世帯は3名程になります。今までは全ての児童生徒が国の補助事業で予算措置をすることが出来ておりましたが、今年から、学用品などのほとんどは村の単独費用で賄っております。

教育長 だからこそ、僅かではあるんですが、今年度からは一部負担ということをお願いしているわけです。金額にすると何千万というお金が毎年村の財源から出ている訳です。

星委員 今の話を聞いて確認ですが、生徒、保護者側から見たときに、何か変わることはあるのでしょうか。要綱の制定によって。

教育課長 保護者側から見て変わることは特にはないです。被災、要保護であっても、そうでなくても、村の学校に通っている子については村の単独予算で執行しますので。

星委員 ありがとうございます。

教育長 ただ、要保護に該当する方については、書類の提出が必要ではないですか。

教育課長 はい。その方については今までと同じように、書類の提出を求めることになるかと思います。

教育長 13ページの第5条になるわけですが、児童生徒の保護者は申請書を出さなくてはならない。ただ、これはそれに該当する子供たちということになります。

それでは、議案第30条については、承認されるということでご異議ないでしょうか。

全 員 はい。

教育長 ありがとうございます。承認されました。

12 議案第31号 令和3年度当初予算要求について

教育長 それでは、日程第6、議案第31号「令和3年度当初予算要求について」、各課長より説明をお願いします。

教育課長 （資料に基づき説明）

教育長 では、続けて、生涯学習課をお願いします。

生涯学習課長 （資料に基づき説明）

教育長 それぞれの歳入歳出予算要求書の詳細については、後でご覧いただきたいと思いますのですが、今の説明あったものについて、委員の皆様方から何か質問等あればお願いします。

星委員 交流センターの資料6の11ページ、舞台つり物設備保守点検業務についてですが、以前、教育委員会で問題としたワイヤーが破損したものの点検かと思いますが、その費用ということでよろしいですか。

生涯学習課長 はい。

星委員 この保守点検というのは、車でいうと車検みたいな感じで、ある程度消耗品とか交換する費用も含めての金額なのか、点検だけの費用なのか、どちらになるんでしょうか。

生涯学習課長 ほとんどが点検に係る経費です。そのうちの一部が消耗品雑費として1万1,000円入っております。あとは交通費等です。舞台のつり下げ設備の保守点検については、直接工事費で28万ほどです。

星委員 これは定期的に行っているもので、前回はこの点検で異常が発見されたという認識で良かったでしょうか。

生涯学習課長 そうです。

星委員 ありがとうございます。

もう一点、同じ資料の42ページ、スポーツトラクタ購入ですが、これはどこで使うものでしょうか。また、運動公園という話ですが、パークゴルフ場などでも使うのでしょうか。

生涯学習課長 今、実際に使っているのは主に野球場です。芝の掃除ができるものや、雪かき、また、土が固まってきたり、土が流れたりしたときに、土を入れてあげるということで、バケットなども装備したいと思っております。

星委員 実際の作業は誰が行うのでしょうか。

生涯学習課長 スポーツ公園に勤務しております男性職員が免許を持っていますので、その2人でやっています。

星委員 学校の校庭なども行っているのでしょうか。

生涯学習課長 学校の校庭についても、草などが取れるものがありますので、草刈りというか、雑草抜きなどもお手伝いさせていただいています。

星委員 今年壊れたので買い換えるということでしょうか。

生涯学習課長 完全に壊れたということではありませんが、だましまし何とか動かしているような状況です。

星委員 リースなどは検討したのでしょうか。使う頻度や耐用年数などを考えて、新規購入が一番適切なのかどうか、修理も含め、それを検討した中で新規購入ということになったのでしょうか。

生涯学習課長 トラクタについては、機械だけをリースというのではないようです。業務自体を全部お願いするか自分でトラクタを買って行るか、そういうパターンがほとんどで、リースというケースはあまり聞かないということです。

星委員 分かりました。なかなか難しいと思いますけれども、例えば、パークゴルフ場は業務ごと委託で、スポーツ公園のほうは設備だけそろえて職員の方で行うなどいろいろなやり方があると思いますが、全体で見たときに最適化できなければという視点もあると思っていますので、そういったことも検討いただければと思います。

生涯学習課長 実際にスポーツ公園のほうは地域の方にやっていただいております、12区さんで一緒にやるかというのもあるんですが、今までも社会体育関係の方たちでお願いしている方がいまして、頻度がそんなに多くなく、年間3回ぐらいなので、その方たちに引き続きお願いしたいと今のところ考えております。パークゴルフ場については、面積がとにかくすごく大きいので、ある程度一気にやらなければ

いけないということと、スポーツ公園なんかだともうそのまま刈りっ放しのときが多いんですけども、刈った草も全部集めて処分するということまでやっていただきますので、そうするとかなりの人手が要るんです。そうするとやはり大きな業者に頼んで、十何人の人数を出していただかないと一気にできないということで、そういった形を今のところは取らせていただいております。

星委員 ありがとうございます。

教育長 まさしく、私、昨日まで村長の予算査定会場に一緒にいたわけですが、星委員がまるでいたかのような、全く同じ査定内容でした。つまり、物の今の状態、それからレンタルの可能性等もちろん話題になって、しっかり財政のほうで厳しく見て査定されております。また、さっき言ったように、学校の校庭もやるということで、査定の中で決定されております。

 その他ございますか。

星委員 資料1の3ページのところのICT教育推進のところですが、専門スタッフの話で、ICTとかいうとすごく幅広くて難しいと思うんですけども、GIGAスクール構想ということで、例えば、教科書をタブレットにしてやるとか、体育の授業なら動画で撮影してフォームをチェックしてより効率的にやっていくとか、繰り返しの学習などではタブレットやそういったものを使っていくという構想が国のほうで出されているという資料を見たのですが、そういった、こういうふうにしていきたいなっていう形、それに対して、じゃあどこまでやるとか、現状どこら辺とか、そういう道筋というか、そういったものがあつた上でその支援員の方をお願いするのであれば進め方が見えやすいと思うのですが、そういうことがなくて、丸ごとお願いしますとなると、やりたいこと、やろうとしていること、学校側で教育委員会に求めていることが少しずれたりしてくるかもしれないので、誰につくってもらうのかすごく難しいと思うんですが、何と言っても学校は1つなので、村の学校としてGIGAスクール構想というものを、どういうステップでやっていくのかというのがないと、その支援員の方をお願いするにしても、なかなかタブレットの操作だけで時間が終わってしまったりとかというのも少しもったいないと思います。その点、道筋的なもの、誰がつくっていくのかというのが、もし今の時点でできていれば教えてもらえればと思いました。

教育長 まさしくおっしゃるとおり、そこが難しくて、正直言って手探りの状態です。今は、導入するソフトを決定したという段階です。

 それでどんなことができるのかというのを今我々がレクチャーを受けていて、そして、年度当初に今度は学校に行って研修をしてもらいます。そこから可能性を見つけてやっていくのがICT支援員と学校が共同作業になると思います。ですから、我々としても本当はもうどんどん先走りしてリードしていきたいのですが、なかなかその構想というのは立っていない状況です。ただ、先進校の例を取り入れることはできますので、そういった部分、何ができるのかということを探索しながらやっていくことになると思います。今おっしゃられたようなことは、どんどん取り入れていきたいと思います。ただ、本格的になるのは、年度途中の半ばぐらいになるかと思っています。

指導主事 特色ある取組として、本村においてほかの市町村に先駆けてプログラミング教

育を大分前から進めてきたわけですが、そういった取組はこれからも継承していきつつ、今後必要とされている遠隔のやり取りであったり、子供たち同士のつながりを推進するやり取りであったり、そういったことが今後さらに活発に学校で行えるようになると非常に有意義な取組になっていくのではないかなと、あくまでも青写真なんですけれども、そういったことは考えております。

教育長 本来であれば、そういうノウハウを身につけているICT支援の方をお願いできるといいんですが、正直ちょっと見込みが立たないんです、今のところ。ですから、次年度については、先ほど言ったように、手探り状態になると思いますが、指導主事が来年度も配置されますので、指導主事に関わっていただきながら作業を進めていくことになるかと思います。

星委員 先ほど、ソフトは決まっているというお話でしたので、業者とはお話ししていると思うんですけれども、例えば、その業者のほうに依頼して、今、国で進めようとしているGIGAスクール構想の全体図を要約版でつくってもらって、その中のここを今進めようとしていますとか、今ここについてやろうとしていますという、そういう絵のほうをつくるということは行っておりますか。

教育長 それは既に細かく出ておりますので、学校ももちろん分かってはおります。

星委員 では、全体の中で今ここをやっているという取組は見えるようになっているということですか。

教育長 はい。GIGAスクール構想のステップは4つまであり、そのステップワンに取り組んでいるところで、ツー、スリーぐらい進むためにはという、そういったものも見えるような図もありますので、学校のほうにももう一回確認して進めたいと思います。

星委員 なかなか大変難しいと思うんですけれども、よろしくお願いします。

教育長 宝の持ち腐れにならないようにやりたいと思います。ありがとうございます。

その他、質問等ないですか。（なし）

では、正式には議会に通ってからになりますが、承認されればこのようなことで次年度進めさせていただきたいと思います。

それでは、日程第6、当初予算要求について、ご承認いただくということでご異議ありませんでしょうか。

全 員 はい。異議なし。

教育長 ありがとうございます。承認されました。

13 諸報告について

教育長 それでは、日程第7、諸報告について、1の主要な行事日程等から3のその他まで一括で説明をお願いします。

教育課長 （資料に基づき説明）

教育長 先ほどありましたとおり、3月26日の村内聖火リレーについて、生涯学習課長より情報がありますのでお願いします。

生涯学習課長 （資料に基づき説明）

教育長 それでは、諸報告について、3番のその他までと、今説明ありました聖火リレーまで含めて、何か質問あればお願いします。（「なし」の声あり）

それでは、よろしくお願いいたします。

14 その他

教育長 では、最後、日程第8に進みます。

次回教育委員会の開催日時について前回確認しましたが、2月24日水曜日の15時からとなります。

3月ですが、人事案件について承認いただくということになると思います。見込みとしまして、23日になるかと思っていますので、この日は、前期課程の修了式もありますので、午前11時開催とさせていただき、昼食を準備し、午後までの会議とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。（全員 異議なし）

教育長 では、日程第8まで終わりましたので、課長のほうにお返しします。

15 閉 会

教育課長 ありがとうございました。

それでは、これをもちまして1月の定例飯館村教育委員会を閉じさせていただきます。

午後5時15分 閉会

上記のとおり相違ありません。

教育長

遠藤 哲

教育委員（教育長職務代理者）

佐藤 真弘

教育委員

菅野 7 二

教育委員

星 弘幸

教育委員

庄司 智美

書記：教育課長 佐藤 正幸